

# 石川県公報

平成30年12月11日

第13164号(火曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

## 目 次

<b>告 示</b>		○地域交通安全活動推進委員の辞職	5
○石川県廃棄物適正処理指導要綱の一部改正 (廃棄物対策課)	1	<b>選挙管理委員会</b>	
<b>公 告</b>		○県条例の制定又は改廃の請求及び県の事務等の監査の 請求の場合の署名者の最低数	6
○予防接種を行う医師に係る公告 (健康推進課)	1	○県議会の解散の請求並びに知事、副知事、県選挙管理 委員、県監査委員及び県公安委員会の委員の解職請求 の場合の署名者の最低数	6
○予防接種を行う医師に係る公告 (同)	2	○県議会議員の解職請求の場合の署名者の最低数	6
○予防接種を行う医師に係る変更の公告 (同)	2	○県教育委員会の教育長又は委員の解職請求の場合の署 名者の最低数	7
○予防接種を行う医師の承諾撤回公告 (同)	3	<b>監 査 委 員</b>	
○予防接種を行う医師の承諾撤回公告 (同)	3	○定期監査結果公表	7
○予防接種を行う医師の承諾撤回公告 (同)	3	○財政的援助団体等監査結果公表	8
○農用地利用配分計画の認可申請及び縦覧公告 (農業政策課)	4		
<b>公安委員会</b>			
○地域交通安全活動推進委員の委嘱	5		

## 告 示

### 石川県告示第515号

石川県廃棄物適正処理指導要綱(平成5年石川県告示第605号)の一部を次のように改正する。

平成30年12月11日

石川県知事 谷 本 正 憲

第2条第6号中「生ずる産業廃棄物」の次に「(法第12条第5項及び第12条の2第5項に規定する中間処理産業廃棄物を含む。)」を加え、同条第7号を削り、同条第8号中「処分し、又は積み替えし、若しくは保管する」を「処分する」に改め、同号を同条第7号とし、同条に次の1号を加える。

(8) 県外排出事業者 県外に排出事業場を有する排出事業者(法第12条第5項に規定する中間処理業者を含む。)

であって、県外産業廃棄物を、自ら又は処理業者に委託して、県内に搬入するものをいう。

第8条第2項中「見地から」の次に「の」を加える。

第15条第1項ただし書中「の県内への」を「その他知事が定める」に改める。

第16条第1号中「処理施設」を「施設」に改め、同条第2号中「第12条第4項」を「第12条第5項」に、「第12条の2第4項」を「第12条の2第5項」に改める。

第20条第3項中「処理施設」を「施設」に改める。

### 附 則

この告示は、平成31年2月1日から施行する。

## 公 告

### 予防接種を行う医師に係る公告

市町長が予防接種法(昭和23年法律第68号)第5条第1項の規定により行う予防接種について、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第4条第1項本文の規定により当該市町長の要請に応じて当該予防接種を行う医師の氏名及び予防接種を行う場所は、次のとおりである。

平成30年12月11日

石川県知事 谷 本 正 憲

医師の氏名	医師が協力を承諾した市町	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所
山 崎 愛 大	県内全域	鳳珠郡穴水町字甲レの152の4番地 公立穴水総合病院児診療所
松 田 織 音	〃	〃
佐々本 丈 嗣	〃	〃
中 橋 毅	〃	〃
西 谷 友 里	〃	〃
八重樫 洋	〃	志賀町富来地頭町7の110番地1 町立富来病院
永 田 大 利	〃	加賀市山代温泉北部3-72 医療法人社団 希慥会 ながたクリニック
西 谷 友 里	〃	鳳珠郡穴水町字川島タの8番地 公立穴水総合病院
若 狭 豊	〃	金沢市西念3丁目16番25号 医療法人社団 わかさ内科クリニック
濱 田 和	〃	金沢市三池栄町71番地 はまだクリニック

## 予防接種を行う医師に係る公告

市町長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により行うB類疾病の予防接種について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文の規定により当該市町長の要請に応じて当該予防接種を行う医師の氏名及び予防接種を行う場所は、次のとおりである。

平成30年12月11日

石川県知事 谷 本 正 憲

医師の氏名	医師が協力を承諾した市町	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所
藤 井 博 之	県内全域	金沢市古府1丁目150 医療法人社団 博洋会 藤井脳神経外科病院
羽 場 勝 彦	〃	〃
室 石 豊 輝	〃	〃
松 村 昭 宏	〃	〃
藤 井 衛 之	〃	〃
伊 藤 利 之	〃	金沢市兼六元町14番21号 医療法人社団 和宏会 敬愛病院
石 川 義 麿	〃	加賀市直下町791番地 医療法人社団 慈豊会 加賀温泉リハビリクリニック

## 予防接種を行う医師に係る変更の公告

市町長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により行う予防接種について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文の規定により当該市町長の要請に応じて当該予防接種を行う医師の予防接種を行う場所について、次のとおり変更があった。

平成30年12月11日

石川県知事 谷 本 正 憲

医師の氏名	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所		変更年月日
	新	旧	
濱 田 誠 人	金沢市三池栄町71番地 はまだクリニック	金沢市三池町12街区3番 はまだクリニック	平成30年11月15日
長 山 成 美	羽咋郡宝達志水町子浦口11番地1 町立宝達志水病院	羽咋郡宝達志水町萩市ほ1番地1 国民健康保険志雄病院	平成29年5月1日
京 井 優 典	〃	〃	〃
升 谷 宏	〃	〃	〃
菅 谷 純 一	〃	〃	〃
西 澤 誠	〃	〃	〃

石 田 雅 朗	〃	〃	〃
長 内 和 弘	〃	〃	〃

予防接種を行う医師の承諾撤回公告

市町長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により行う予防接種について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文の承諾を撤回した医師の氏名及び予防接種を行う場所は、次のとおりである。

平成30年12月11日

石川県知事 谷 本 正 憲

医師の氏名	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所	承諾撤回年月日
猪 俣 純一郎	金沢市有松5丁目1番7号 医療法人社団 中央会 金沢有松病院	平成30年10月1日
朝 倉 有 香	金沢市宝町13番1号 国立大学法人 金沢大学附属病院	平成30年7月31日

予防接種を行う医師の承諾撤回公告

市町長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により行うA類疾病の予防接種について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文の承諾を撤回した医師の氏名及び予防接種を行う場所は、次のとおりである。

平成30年12月11日

石川県知事 谷 本 正 憲

医師の氏名	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所	承諾撤回年月日
西 村 良 成	金沢市宝町13番1号 国立大学法人 金沢大学附属病院	平成30年7月31日
荒 木 来 太	〃	〃
岩 崎 秀 紀	〃	〃
笠 原 善 仁	〃	〃
小 幡 美 智	〃	〃
山 田 真 平	〃	〃
杉 浦 英 恵	〃	〃
正 司 政 尚	〃	〃
中 川 亮	〃	〃

予防接種を行う医師の承諾撤回公告

市町長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により行うB類疾病の予防接種について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文の承諾を撤回した医師の氏名及び予防接種を行う場所は、次のとおりである。

平成30年12月11日

石川県知事 谷 本 正 憲

医師の氏名	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所	承諾撤回年月日
辻 岡 純 一	金沢市下新町6番26号 社会医療法人財団 董仙会 恵寿金沢病院	平成30年9月30日
井 上 健	〃	〃
素 谷 宏	金沢市忠縄町144番地1 老健ホームいしかわ	平成30年3月31日
大 家 他喜雄	〃	〃
鹿 江 幹 雄	金沢市観法寺町へ174番地 医療法人社団 浅ノ川 桜ヶ丘病院	〃
竹 内 正 士	〃	〃
鳥 居 方 策	〃	〃

富岡 秀文	〃	〃
平田 和美	〃	〃

## 農用地利用配分計画の認可申請及び縦覧公告

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、石川県農地中間管理機構から農用地利用配分計画の認可の申請があったので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この公告に係る利害関係人は、当該縦覧期間満了の日までに、当該農用地利用配分計画について、知事に意見を提出することができる。

平成30年12月11日

石川県知事 谷 本 正 憲

## 1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所	
農事組合法人 白山農山組合	白山市	白山市白山町181番1ほか19筆
有限会社 くらた農産	白山市	白山市乙丸町640番ほか5筆
株式会社 AMT	白山市	白山市宮丸町2077番ほか2筆
有限会社 北井農産	白山市	白山市上柏野町207番ほか5筆
有限会社 黒澤農場	白山市	白山市宮保町1272番ほか11筆
円角 外喜男	白山市	白山市宮保町2608番1ほか9筆
有限会社 安井ファーム	白山市	白山市番田町1番1ほか13筆
有限会社 ファーム坊ノ森	白山市	白山市宮永町2229番ほか3筆
有限会社 あさひ	白山市	白山市福増町2183番ほか4筆
有限会社 アグリほりかわ	能美市	能美市小杉町ハ29番ほか8筆
農事組合法人 三舟アグロス	能美郡川北町	能美郡川北町三反田71番ほか13筆
佐々木 幸次	能美郡川北町	能美郡川北町土室60番ほか4筆
有限会社 北次農場	能美郡川北町	能美郡川北町土室85番1ほか17筆
山先 謙二郎	能美郡川北町	能美郡川北町三反田1番ほか6筆
西川 一治郎	七尾市	七尾市小池川原町9番ほか8筆
井田 啓一	七尾市	七尾市大津町北5番ほか5筆
有限会社 グリーンアース杉浦	羽咋市	羽咋市深江町ル37番ほか2筆
四十物 晴景	羽咋市	羽咋市滝谷町ニ55番ほか3筆
真田 稔智	羽咋市	羽咋市土橋町東21番ほか1筆
谷内 博亮	羽咋郡志賀町	羽咋郡志賀町安津見西山開71番
中川 信幸	羽咋郡志賀町	羽咋郡志賀町小浦新開5番ほか3筆
農事組合法人 あさひ	鹿島郡中能登町	鹿島郡中能登町小金森森13-1番ほか2筆
農事組合法人 能登やまびこ	鹿島郡中能登町	鹿島郡中能登町春木西3番ほか9筆
須鹿 弘	鹿島郡中能登町	鹿島郡中能登町末坂四3-1番ほか288筆
山口 寛	鹿島郡中能登町	鹿島郡中能登町末坂八64-1番ほか77筆
堀川 努	鹿島郡中能登町	鹿島郡中能登町末坂式40-1番ほか19筆
小川 守	鹿島郡中能登町	鹿島郡中能登町芹川ろ41-1番ほか9筆
川端 憲治	かほく市	かほく市狩鹿野ハ7番1ほか1筆
沢本 忍	かほく市	かほく市狩鹿野ヌ61番ほか3筆
澤本 正一	かほく市	かほく市森カ22番ほか7筆
澤本 洋治	かほく市	かほく市狩鹿野ヌ70番
松本 吉雄	かほく市	かほく市狩鹿野二字21番ほか1筆
米田 弘三	かほく市	かほく市森南15番ほか1筆
渡辺 恒一	かほく市	かほく市狩鹿野ハ1番1ほか2筆

渡辺 智康	かほく市	かほく市狩鹿野ヌ54番ほか1筆
高田 弘之	かほく市	かほく市森ヲ74番ほか1筆
農事組合法人 うわだな	かほく市	かほく市上田名巳27番1ほか3筆
農事組合法人 スワン	河北郡津幡町	河北郡津幡町字舟橋10番1ほか15筆
池野 武秀	河北郡津幡町	河北郡津幡町字潟端203番ほか7筆
倉井 教光	河北郡津幡町	河北郡津幡町字湖東386番
若林 正則	河北郡津幡町	河北郡津幡町字舟橋44番1ほか9筆
農事組合法人 末廣農産	かほく市	河北郡津幡町字北中条参号63番ほか1筆
吉田 秀夫	河北郡津幡町	河北郡津幡町字川尻に9番1ほか4筆
小泉 孝	河北郡津幡町	河北郡津幡町字五反田53番ほか2筆
農事組合法人 ファームくらみ	河北郡津幡町	河北郡津幡町字倉見カ19番ほか26筆
木谷 源広	金沢市	河北郡内灘町字大根布り147番
西澤 寛一	金沢市	河北郡内灘町字大根布り180番
農事組合法人 せせらぎ	金沢市	金沢市松寺町巳38番1ほか148筆
栄村 一弘	金沢市	金沢市松寺町午39番1
株式会社 北ファーム	金沢市	金沢市田中町に12番1ほか3筆
小坂 晃平	小松市	小松市高堂町ニ64番1ほか3筆
近藤 秀彦	小松市	小松市高堂町108番

## 2 農用地利用配分計画の縦覧場所及び縦覧期間

## (1) 縦覧場所

石川県農林水産部農業政策課

## (2) 縦覧期間

平成30年12月11日から同月25日まで

## 3 意見書の提出先

石川県農林水産部農業政策課

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

## 公 安 委 員 会

## 石川県公安委員会告示第127号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の29第1項の規定により、次の地域交通安全活動推進委員を委嘱したので、地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第7号）第1条第2項の規定により告示する。

平成30年12月11日

石 川 県 公 安 委 員 会

活動区域管轄警察署	氏 名	住 所	委嘱年月日
小 松 警 察 署	築 田 洋 人	小松市	平成30年11月29日

## 石川県公安委員会告示第128号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の29第1項の規定により地域交通安全活動推進委員に委嘱した次に掲げる者の辞職を承認した。

平成30年12月11日

石 川 県 公 安 委 員 会

活動区域管轄警察署	氏 名	住 所	辞職年月日
小 松 警 察 署	倉 重 道 弘	小松市	平成30年11月29日

## 選挙管理委員会

### 石川県選挙管理委員会告示第99号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数（県条例の制定又は改廃の請求及び県の事務等の監査の請求の場合の署名者の最低数）は、次のとおりである。

平成30年12月11日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会

19,133人

### 石川県選挙管理委員会告示第100号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1（その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）の数（県議会の解散の請求並びに知事、副知事、県選挙管理委員、県監査委員及び県公安委員会の委員の解職請求の場合の署名者の最低数）は、次のとおりである。

平成30年12月11日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会

219,580人

### 石川県選挙管理委員会告示第101号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定による各選挙区別の選挙権を有する者の総数の3分の1（その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）の数（県議会議員の解職請求の場合の署名者の最低数）は、次のとおりである。

平成30年12月11日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会

選 挙 区 名	最 低 署 名 者 数
金 沢 市 選 挙 区	125,829人
七 尾 市 選 挙 区	15,229人
小 松 市 選 挙 区	29,682人
輪 島 市 選 挙 区	8,011人
珠 洲 市 選 挙 区	4,351人
加 賀 市 選 挙 区	19,118人
羽 咋 市 羽 咋 郡 南 部 選 挙 区	10,143人
か ほ く 市 選 挙 区	9,767人
白 山 市 選 挙 区	31,102人
能 美 市 能 美 郡 選 挙 区	15,000人
野 々 市 市 選 挙 区	14,104人
河 北 郡 選 挙 区	17,695人
羽 咋 郡 北 部 選 挙 区	6,008人
鹿 島 郡 選 挙 区	5,108人
鳳 珠 郡 選 挙 区	7,738人

石川県選挙管理委員会告示第102号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1（その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）の数（県教育委員会の教育長又は委員の解職請求の場合の署名者の最低数）は、次のとおりである。

平成30年12月11日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会

219,580人

**監 査 委 員**

定期監査結果公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、平成30年度の財務事務に係る監査を実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成30年12月11日

石川県監査委員 米 澤 賢 司  
 同 吉 田 修  
 同 浜 田 孝  
 同 岡 部 朋 代

監査箇所名	監査年月日	監査の対象	監 査 の 結 果
七尾東雲高等学校	平成30年11月2日	平成30年8月末現在	所管の業務をはじめ、財務に関する事務の執行は、おおむね適正に処理されていると認める。
金沢二水高等学校	平成30年11月7日	〃	〃
金沢中警察署	〃	〃	〃
金沢城・兼六園管理事務所	〃	〃	〃
七尾特別支援学校	平成30年11月12日	〃	〃
七尾高等学校	〃	〃	〃
北部家畜保健衛生所	〃	〃	〃
羽咋警察署	〃	〃	〃
羽松高等学校	〃	〃	〃
小松瀬領特別支援学校	平成30年11月13日	〃	〃
小松特別支援学校	〃	〃	〃
九谷焼技術研修所 九谷焼技術者自立支援工房	平成30年11月15日	〃	〃
小松警察署	〃	〃	公用車の交通事故が発生している。交通事故防止を推進しなければならない機関であり、安全運転に万全を期するよう厳重に注意すること。
小松産業技術専門校	〃	〃	所管の業務をはじめ、財務に関する事務の執行は、おおむね適正に処理されていると認める。
金沢錦丘中学校	平成30年11月19日	〃	〃
金沢錦丘高等学校	〃	〃	〃
ろう学校	〃	〃	〃
石川障害者職業能力開発校	〃	〃	〃

野々市明倫高等学校	〃	〃	〃
七尾警察署	平成30年11月21日	〃	〃
七尾城北高等学校	〃	〃	〃
七尾産業技術専門校 能登産業技術専門校	〃	〃	〃
羽咋工業高等学校	〃	〃	〃
小松教育事務所	平成30年11月22日	〃	〃
小松北高等学校	〃	〃	〃
寺井高等学校	〃	〃	〃
能美警察署	〃	〃	〃
錦城特別支援学校	平成30年11月28日	〃	〃
総合看護専門学校	平成30年11月29日	〃	〃
白山警察署	〃	平成30年9月末現在	〃
金沢教育事務所	〃	平成30年8月末現在	〃
大聖寺実業高等学校	平成30年11月30日	〃	〃
大聖寺警察署	〃	平成30年9月末現在	〃

財政的援助団体等監査結果公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、平成29年度の財政的援助等に係る監査を実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成30年12月11日

石川県監査委員 米 澤 賢 司  
 同 吉 田 修  
 同 浜 田 孝  
 同 岡 部 朋 代

監 査 箇 所 名	監査年月日	監 査 の 結 果
七尾商工会議所	平成30年11月2日	補助金に係る出納その他の事務の執行は、おおむね適正に処理されていると認める。
七尾海陸運送株式会社	〃	当該団体の出納その他の事務の執行は、おおむね適正に処理されていると認める。
社会福祉法人徳充会	〃	補助金に係る出納その他の事務の執行は、おおむね適正に処理されていると認める。
公益財団法人石川県国際交流協会	平成30年11月7日	当該団体の出納その他の事務の執行は、おおむね適正に処理されていると認める。
社会福祉法人松原愛育会	平成30年11月28日	公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行は、おおむね適正に処理されていると認める。
公益社団法人石川県私学振興会	平成30年11月29日	補助金に係る出納その他の事務の執行は、おおむね適正に処理されていると認める。
一般財団法人石川県県民ふれあい公社	〃	当該団体の出納その他の事務の執行は、おおむね適正に処理されていると認める。
野々市市西部中央土地区画整理組合	〃	補助金に係る出納その他の事務の執行は、おおむね適正に処理されていると認める。
公益財団法人石川県暴力追放運動推進センター	〃	当該団体の出納その他の事務の執行は、おおむね適正に処理されていると認める。